



養育費確保支援事業を 実施しています

ひとり親の方はもちろん、離婚を検討中の方へも大切な
お知らせです。

養育費は、子どもの健やかな成長を支えるために、重要な役割を担
う大切なものです。

ひとり親家庭の親（現に子を扶養している方）が、養育費を継続し
て受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに係る**公正証
書等の作成費用**や**養育費保証契約に係る保証料**を補助します。

公正証書等作成 促進補助金

養育費に関する公正証書等の作成に
ついて、本人が負担した費用を補助し
ます。

- ・ 1人1回のみ
- ・ 上限4万3千円

養育費保証契約 保証料補助金

保証会社等と養育費保証契約を締結し
た方の初回保証料を補助します。

- ・ 1人1回のみ
- ・ 上限5万円

まずはご相談ください

市役所にて

司法書士による相談会を

開催しています。

離婚の前後を問わず、様々な相談に応じ
ますので市民相談係まで、お気軽にお申
込みください。

◎離婚前後の悩み・養育費相談◎

毎月 第2火曜日 13時～16時

※予約制です。

【お問い合わせ】

安中市役所 市民環境部市民課 市民相談係

電話：027-382-1111（内線 1207）

メール：shiminsoudan@city.annaka.lg.jp